

○極東國際軍事裁判速記録 第二一號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛爾蘭合王國、「ソビエト」社會主義共和國、聯邦、瀛洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

被告	荒木 貞夫	土肥原賢二
	橋本欣五郎	畑 俊六
	平沼騏一郎	廣田 弘毅
	星野 直樹	板垣征四郎
	賀屋 興宣	木戸 幸一
	木村兵太郎	小磯 國昭
	松井 石根	松岡 洋右
	南 次郎	武藤 章
	永野 修身	岡 敬純
	大川 周明	大島 浩
	佐藤 賢了	重光 葵
	嶋田繁太郎	白鳥 敏夫
	鈴木 貞一	東郷 茂徳
	東條 英機	梅津美治郎

昭和二十二年五月四日(土曜日)
東京都舊陸軍省内極東國際軍事裁判所法廷ニ於テ

午前九時三十分開廷
○ヴァンミーター執行官 極東裁判所は只今から開廷、如何なる問題に關しても裁決を下すものとす。

〔只今裁判長閣下より大川周明氏の精神状態に關して説明があります〕

○ウエツブ裁判長 大川氏が精神異常者であるか否かと云ふことを確める爲に、三人の醫師が大川氏を診察することになりました。私の命令に従つて大川氏の辯護人である大原氏は、大川氏を法廷から退場せしめることにします。

○大原辯護人 私は大川周明の辯護人と致しまして、彼の鑑定準備の爲に、彼を法廷より退場させて戴きたいと要求致します。

○ウエツブ裁判長 大川氏の缺席の間、法廷の議事を續けて續行しても宜いのですか。

○大原辯護人 私は被告人の缺席間、進行して戴いて宜しうござります。

○ウエツブ裁判長 當法廷で大川氏を當裁判所より退場せしめることを命ず。若し大川氏の精神異常状態が診斷せられた後にも當法廷が開廷中は大川氏が此處に歸つて來ることを命ず。

○大原辯護人 辯護人自身も鑑定の爲に退廷させて戴きたいと思ひます。

○ウエツブ裁判長 退廷しなければならぬ理由がありますか——被告大川の辯護人は他の辯護人に法廷の進行状態を聴取させることを命ず。外に辯護人がありますか。

○大原辯護人 私はドクター清瀬に御依頼して参ります。

○ウエツブ裁判長 清瀬博士はそれに同意ですか。

○清瀬辯護人 私は今の御依頼を謹んで受けま

す。

○ウエツブ裁判長 退場しても宜しい。

○ヴァンミーター執行官 執行官は只今より執行状を朗讀します。

〔執行官、起訴狀の訴因第四十八より終りまで朗讀す〕

○ウエツブ裁判長 被告側は附屬書の朗讀を求むるや否や。

○コールマン海軍大佐 十分間の休憩を申請したいと思ひます。

○ウエツブ裁判長 是より十分間休憩。
午前十時十分休憩
午前十時二十分開廷

○ヴァンミーター執行官 只今より公判を再開します。

○ウエツブ裁判長 ……

○清瀬辯護人 二十二名の辯護人を代表してそれを可決します。

○ウエツブ裁判長 六名の被告辯護人に依つて代表せられて居らない六人の被告が附屬書の朗讀を要しないことに同意するや否やを尋ねたいと思ひます。

○穂積辯護人 六名の被告に其の意を傳へました所附屬書の朗讀を要しないと云ひました。私の名前は穂積です。

○ウエツブ裁判長 附屬書の朗讀は必要としませぬ。

○コールマン海軍大佐 ……

○ワレン陸軍少佐 檢察官側と辯護人側は起訴狀の如何なる部分の誤りを正すかと云ふことに一致しますか、如何ですか。若し一致しない場合には裁判所が之を決定することになります。

○コールマン海軍大佐 お差支へなければ法廷に辯護人團に關する状況を報告致したいと思ひます。被告の二十二名はそれ／＼自ら選任した日本人辯護人に依つて代表されて居ります。

○ウエツブ裁判長 通例はもつと後からせられることであるが、本職は日本人側の辯護人に對して其の人員を只今法廷に申立てることを命じます。

○清瀬辯護人 自分は清瀬一郎でありまして東條英機を代表して居ります。

○藤井五郎辯護士は星野直樹を代表致します。

○ウエツブ裁判長 日本人側の辯護人が二度程立ちましたか、何か仰しやることがあるのではないかと思ひます。

○清瀬辯護人 何も言ふことはありません。

穂積博士は木戸幸一公爵及び東郷茂徳氏を代表して居ります。

林逸郎氏は橋本欣五郎氏を代表して居ります。

花井忠氏は廣田弘毅氏を代表して居ります。

神崎正義氏は畑俊六氏を代表して居ります。

小林俊三氏は松岡洋右氏を代表して居ります。

長谷川元吉氏は鈴木貞一氏を代表して居ります。

菅原裕氏は荒木貞夫氏を代表して居ります。

宗宮信次博士は岡敬純氏を代表して居ります。

塚崎直義氏は土肥原賢二氏及び大島浩氏を代表して居ります。

高野弦雄氏は賀屋興宣氏を代表して居ります。

高橋義次郎氏は嶋田繁太郎氏を代表して居ります。

竹内金太郎氏は南次郎氏を代表して居ります。

岡本尚一氏は武藤章氏を代表して居ります。

鶴澤聰明氏は松井石根氏及び白鳥敏夫氏を代表して居ります。

宇佐美六郎氏は平沼騏一郎氏を代表して居ります。

奥山八郎氏は永野修身氏を代表して居ります。

大原信一氏は大川周明氏を代表して居ります。

一寸待つて下さい。

三文字正平氏は小磯國昭氏を代表して居ります。

あと一名追加致します。

高柳賢三氏は重光葵氏を代表して居ります。

○ウエツブ裁判長 被告人のうち何人が辯護人を持つて居りますか。二十二名でありますか。二十三名でありますか。

○清瀬辯護人 二十三名であります。

○ウエツブ裁判長 代表辯護人を代表して居らない人達の爲に第九條第三項から一寸朗讀を致します。是は裁判條例で被告人に對して施行せ

られたものであります。若し被告人が辯護人を
選任して居りませぬ場合、當裁判所は辯護人を
官選することになります。今の被告人はどなた
とどなたが辯護人を裁判所が官選することを希
望されますか。若し其の御希望がない場合は裁
判の公正を期する爲に裁判所が辯護人を選任す
ることになります。

○清瀬辯護人 實際は總て辯護人はあるので
す。併しながら時間が大変短い爲に手續が出来
ませぬでした。

○ウエツプ裁判長 これは一寸矛盾がありま
す。裁判の公正を期する爲に辯護人を選任する
ことは、當裁判所は必要であると信じてますが故
に、裁判所は辯護人を官選することになりま
す。

○コールマン海軍大佐 ……

○ウエツプ裁判長 それでは各被告が月曜の朝
各自の辯護を當裁判所に申立てますまでは裁判
所の官選を猶除致します。

○コールマン海軍大佐 今度「アメリカ」側辯護
人の構成員を紹介したいと存じます。…

○ウエツプ裁判長 それでは被告人に(辯護人
が)任命されるまでの「アメリカ」の辯護人の
地位は、どう云ふものでありますか。それでは
是れ以上の要求があるまでは當裁判所は何等の
手段を執りませぬ。裁判所の構成其の他に付て何
か疑問があるやうでありますか、之に關しては
今日當裁判所は決定をする意志を持ちませぬ。
月曜日九時三十分まで休廷致します。

午前十時四十五分休廷